

接着・接合技術コンソーシアム運営会則

制定 平成 28 年 10 月 1 日

改訂 平成 29 年 5 月 26 日

改訂 平成 31 年 4 月 1 日

改訂 令和 2 年 4 月 1 日

改訂 令和 6 年 4 月 1 日

改訂 令和 7 年 4 月 1 日

接着・接合技術コンソーシアム事務局

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する、接着・接合技術コンソーシアムの運営等に必要な事項について、次のように運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）材料・化学領域ナノ材料研究部門に、接着・接合技術コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 本コンソーシアムは、構造接着技術の確立のための接着界面の分析技術、接着剤の開発、接合部の強度評価および耐久性予測技術、接着・接合のための金属やプラスチックの表面処置技術、並びに接合部の検査技術、また、接着剤に関わる様々な産業技術のさらなる醸成のため、多岐にわたる技術開発の統合を見据えた接着拠点の整備を行うとともに、さらに接着・接合技術に関する国際標準化において我が国がイニシアティブをとることを目的とする。

（事業）

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 接着・接合技術に関する情報の収集及び会員間での共有
- 二 接着・接合技術に関する講演会、見学、ワークショップの開催等による情報提供・技術交流
- 三 接着・接合技術に関する共同研究立案
- 四 接着・接合技術に関する広報・啓蒙活動（展示会出展、ニュースレターの配信）

五 接着・接合技術に関する国際標準化

六 接着拠点の整備

第2章 会員

(会員の種類)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、本会に参加して本事業の推進を図る者で、次条第1項に基づき入会を承認された法人会員A及びB、個人会員及び特別会員（以下「会員」という。）で組織する。

- 一 法人会員は本コンソーシアムの目的に賛同して入会した法人又は団体とし、第13条第2項に定める会費の額により、法人会員A又はBとする。
- 二 個人会員は大学・公的研究機関等に所属する個人、あるいはそれに準ずる組織に所属する個人であって第7条に定める代表が特別に認めるものとする。
- 三 特別会員は前一号、二号以外の府省庁等日本国政府機関、並びに地方自治体とする。

(入会と退会)

第5条 本コンソーシアムにおける会員の入会と退会は、次の各号のとおりとする。

1 入会を希望する者は、入会申込書に、会員の種類、会員名（法人会員、特別会員にあっては担当者氏名）、所属、住所、その他本コンソーシアムが定める事項を記入した所定の申込書を第7条第1項第一号に規定する代表（以下「代表」という。）あてに提出するものとし、第8条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認により入会を決定するものとする。

2 会員が退会あるいは会員の種類を変更しようとするときは、その理由を付した変更届を代表あてに提出し、運営委員会の承認により決定するものとする。この場合、退会あるいは会員の種類の変更以前に納付した第13条第1項に規定する会費は返還しない。また、会費の未納又は不足の場合にはこれを完納しなければならない。

3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、連絡代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を代表あてに届け出るものとする。

4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、必要な場合は運営委員会の議決を経て、代表がこれを除名することができる。

- 一 相当の理由なくして第13条第1項に規定する会費の滞納があるとき
- 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
- 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

一 本事業への参加（法人会員 B は第 11 条に定めるワーキンググループには参加できない。ただし、「将来構想ワーキンググループ」に限り、法人会員 B の参加も認める）

二 法人会員 A は、会費を納入することにより総会において議決権を有し、総会出席あるいは書面によりその議決権を行使することができる。なお、議決権は、1 法人会員 A あたり 1 とする。

三 法人会員 B、個人会員、特別会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

一 会員は、第 13 条第 1 項に規定する会費を負担するものとする。

二 会員は、第 13 条第 3 項の規定に基づき、臨時総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。

三 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

第 3 章 役員及び事務局

（役員）

第 7 条 本コンソーシアムに、次に掲げる役員を置く。

一 代表 1 名 産総研の材料・化学領域ナノ材料研究部門の長又は産総研に所属する職員のうち、ナノ材料研究部門の長が指名した者とし、代表は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。

二 副代表 1 名 本コンソーシアムの運営に当たり代表を補佐するものであって、代表が指名する。

三 顧問若干名 学問的・行政的・産業的に助言を行うことで代表を補佐するものであって、代表が必要と認めるとき指名する。

2 代表が欠けたとき又は事故のあるときは、代表があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

3 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

（運営委員会）

第 8 条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、代表及び接着・界面現象研究ラボに所属する研究職員から構成される。

3 運営委員会の委員長は、代表が務める。

4 運営委員会は、総会に議案を提出する。

5 運営委員会は、第 11 条に定めるワーキンググループを設置する。

6 運営委員会の事務は、次条に規定する事務局が行う。

(事務局)

第9条 本コンソーシアムの事務局は、産総研の接着・界面現象研究ラボ内に置く。

1 事務局は、代表が指名した接着・界面現象研究ラボに所属する職員等が務めることとする。

2 事務局は、次の各号に定める業務を行う。

- 一 会員及び入会希望者の照会業務
- 二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務
- 三 本コンソーシアムの会員並びに関連機関との連絡調整業務
- 四 本コンソーシアムの出納管理業務
- 五 本コンソーシアムが主催する行事の準備、運営に関する業務
- 六 本コンソーシアムが発行するニュースレターの編集・発行業務
- 七 本コンソーシアムのホームページの製作・管理業務
- 八 本コンソーシアムの広報・啓蒙業務
- 九 運営委員会、総会等の準備、運営に関する業務
- 十 その他、本コンソーシアムが実施する事業並びに本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

第4章 総会、ワーキンググループ

(総会)

第10条 総会は原則として毎年度1回開催し、代表が召集する。

1 総会の議長は代表が務める。

2 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の各号に定める事項を決議する。

- 一 事業計画及び第13条に規定する運営費に係る収支予算
- 二 事業報告及び第13条に規定する運営費に係る収支決算
- 三 その他、運営に関する事項
- 四 総会は議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、提出議案は出席者の過半数の賛成で議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 五 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面提出をもって議決権を行使することができる。

3 代表は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第11条 本コンソーシアムの事業に関し、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置は、代表が必要と認めるとき、あるいは、会員から事務局を通して発議できる。

3 前項のワーキンググループの設置を発議できる会員は、法人会員 A とする。

4 ワーキンググループの設置を希望する会員は、ワーキンググループの名称、活動内容、設置理由、その他必要な事項を、事務局に文書で申請する。

5 ワーキンググループの設置可否は、第 8 条第 5 項の規定に基づき、事務局を通して運営委員会で決する。

6 ワーキンググループの運営は、運営委員会が行い、ワーキンググループ参加会員の合意をもって、ワーキンググループ運営会則を定める。

第 5 章 会計

(会計年度)

第 1 2 条 本コンソーシアムの会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

(運営費等)

第 1 3 条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費を以て充当する。

2 会費は会計年度ごとに次に定める額とする。

一 法人会員 A 30 万円（消費税を含む）

二 法人会員 B 5 万円（消費税を含む）

三 個人会員、特別会員からは会費は徴収しない。

3 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行おうとする場合には、運営委員会で評議し臨時総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算)

第 1 4 条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 運営委員会は、当該年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

3 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

第 6 章 情報等について

(情報の取扱い)

第 1 5 条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めること

を原則とする。

（知的財産権の留保及びその取扱い）

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取り扱いを協議により決定する。

3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

（輸出管理条項）

第17条 会員は本コンソーシアムにおいて提供又は開示（以下、あわせて本条において「提供等」という。）を受けた貨物、情報及び資料（複製物を含む。）を、輸出又は外国における提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付4貿易局第492号。）の1（3）サ①、②又は③に該当する居住者への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

第7章 補則

（解散）

第18条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、運営が困難となった場合等に、代表が総会の議決を得てこれを行うものとする。

（会則の変更）

第19条 本会則の変更は、運営委員会の審議を経たのち、総会の議決を経てこれを行う。

（設置期間）

第20条 本コンソーシアムの設置期間は、産総研の第6期中長期計画期間中までとする。ただし、総会において事業継続の意思が表明された場合、期限を定めて延長更新する。

（協議）

第21条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則

この会則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。